

最低賃金について

本日も議論いただきたい事項に関する基礎資料集

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果
- 2 近隣県との競争意識について
- 3 発効日について
- 4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果

8月4日、中央最低賃金審議会において、2025年度の最低賃金引上げの目安額の答申がなされた。
目安の取りまとめ後、地方最低賃金審議会で審議が行われ、9月5日、全ての都道府県で改定額が答申された。

	2024年度	2025年度
引上げ後の最低賃金額 (全国加重平均)	1,055円	1,121円 (目安時：1,118円)

6.3% (66円)

(目安時：6.0% (63円))

- 地方最低賃金審議会による上乘せにより、最終的に6.3% (66円) になった。
- 過去最高の引上げ額 (5年連続過去最高を更新)。
全国平均が1,100円を超えるほか、初めて全ての47都道府県で1,000円を超える。
- 昨年度、目安超えは27県であったが、今年度は39道府県。昨年度、10円以上の目安超えは、徳島県のみだったが、11県(18円：熊本県、17円：大分県、16円：秋田県、15円：岩手県・福島県・群馬県、14円：愛媛県・長崎県、13円：山形県、12円：青森県、10円：佐賀県)。

(参考) 地域別最低賃金 (全国加重平均) の引上げ額・率の推移

改定年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
引上げ額 (円)	18円	25円	25円	26円	27円	1円	28円	31円	43円	51円	66円
引上げ率 (%)	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%	4.5%	5.1%	6.3%
改定額 (円)	798円	823円	848円	874円	901円	902円	930円	961円	1,004円	1,055円	1,121円

1 令和7年度地域別最低賃金の審議結果（最低賃金額一覧）

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日
			率 【%】	額 【円】		
A 5.6% 63円	埼玉	1,141	5.8	63	±0	11/1
	千葉	1,140	5.9	64	+1	10/3
	東京	1,226	5.4	63	±0	10/3
	神奈川	1,225	5.4	63	±0	10/4
	愛知	1,140	5.8	63	±0	10/18
	大阪	1,177	5.7	63	±0	10/16
B 6.3% 63円	北海道	1,075	6.4	65	+2	10/4
	宮城	1,038	6.7	65	+2	10/4
	福島	1,033	8.2	78	+15	1/1
	茨城	1,074	6.9	69	+6	10/12
	栃木	1,068	6.4	64	+1	10/1
	群馬	1,063	7.9	78	+15	3/1
	新潟	1,050	6.6	65	+2	10/2
	富山	1,062	6.4	64	+1	10/12
	石川	1,054	7.1	70	+7	10/8
	福井	1,053	7.0	69	+6	10/8
	山梨	1,052	6.5	64	+1	12/1
	長野	1,061	6.3	63	±0	10/3
	岐阜	1,065	6.4	64	+1	10/18
	静岡	1,097	6.1	63	±0	11/1
	三重	1,087	6.3	64	+1	11/21
	滋賀	1,080	6.2	63	±0	10/5
	京都	1,122	6.0	64	+1	11/21
	兵庫	1,116	6.1	64	+1	10/4
	奈良	1,051	6.6	65	+2	11/16

ランク 目安	都道府県 名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日	
			率 【%】	額 【円】			
B 6.3% 63円	和歌山	1,045	6.6	65	+2	11/1	
	島根	1,033	7.4	71	+8	11/16	
	岡山	1,047	6.6	65	+2	12/1	
	広島	1,085	6.4	65	+2	11/1	
	山口	1,043	6.5	64	+1	10/16	
	徳島	1,046	6.7	66	+3	1/1	
	香川	1,036	6.8	66	+3	10/18	
	愛媛	1,033	8.1	77	+14	12/1	
	福岡	1,057	6.6	65	+2	11/16	
	C 6.7% 64円	青森	1,029	8.0	76	+12	11/21
		岩手	1,031	8.3	79	+15	12/1
		秋田	1,031	8.4	80	+16	3/31
		山形	1,032	8.1	77	+13	12/23
		鳥取	1,030	7.6	73	+9	10/4
高知		1,023	7.5	71	+7	12/1	
佐賀		1,030	7.7	74	+10	11/21	
長崎		1,031	8.2	78	+14	12/1	
熊本		1,034	8.6	82	+18	1/1	
大分		1,035	8.5	81	+17	1/1	
	宮崎	1,023	7.5	71	+7	11/16	
	鹿児島	1,026	7.7	73	+9	11/1	
	沖縄	1,023	7.5	71	+7	12/1	
	全国 加重平 均額	1,121	6.3	66			

(※1) 各ランクの引上げ率は、Aランク5.6%（目安時：5.6%）、Bランク6.6%（目安時：6.3%）、Cランク8.0%（目安時：6.7%）

(※2) 赤ハイライトは目安+10円以上又は3月発効、黄色ハイライトは目安+1～9円又は1月1日発効、青ハイライトは、Cランク>Bランクとランク間で逆転が生じているもの。

2 近隣県との競争意識について

- 最低賃金法第9条第2項において、「最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素に基づく審議が原則である。
- 一方で近年、例えば都道府県知事が「最低賃金の動向は、近年、地域間の上積み競争が過熱するなど、制度の本質とかけ離れた実態がみられる」等と議会で発言するなど、近隣県や同じランク内での競争意識の下で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- 令和5年度の審議では、岩手県が早い段階で目安額通りの引上げで結審した結果、最終的に全国最下位となった。令和6年度は、岩手県は8月末日まで審議がずれ込み、早い段階で結審していた秋田県が最下位となった。令和7年度は、Cランク県を中心に、近隣の同ランク県の答申が出た後で審議を行うために、審議日程を後ろ倒しにする動きが一部で見られた。

<最下位の県と金額>

令和5年度	令和6年度	令和7年度
岩手県 (893円)	秋田県 (951円)	高知県、宮崎県、沖縄県 (1,023円)

3 発効日について

最低賃金法上の規定

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

過去の目安全協での議論

平成27年5月25日 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会 論点の中間整理(抄)

2. 議論の経過

(3) 目安審議の在り方について

目安審議の時期について、10月中の発効を目指して行われているが、企業の経営計画を考え、4月1日に発効できうる目安審議時期を検討すべきとの意見があった。これに対し、現行の参考資料に基づく事実をベースとした審議の方法では、改定時期が後ろ倒しになることから反対であるとの意見があった。

ただし、最低賃金の引上げが一定の水準を達成することを念頭に行われる場合は異なった考え方を取ることも可能であることから、目安審議の在り方と合わせて検討すべき課題であるという意見があった。

令和5年4月6日 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(抄)

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

3 発効日について

令和7年度中央最低賃金審議会公益委員見解

地方最低賃金審議会への期待等

地域別最低賃金の発効日については、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、10月1日等の早い段階で発効すべき、就業調整の影響への懸念はあるものの、それを理由に就業調整と関係ない最低賃金に近い賃金水準の労働者の賃上げを遅らせるべきではない、という考えもある。

その一方、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることに伴い、最低賃金の改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応や、最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者が増加しているとの意見がある。

また、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ているといった声も挙がっている。

このため、こうした状況に留意するとともに、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使の委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

3 発効日について

令和7年度の地域別最低賃金の発効日

- 令和7年度は、例年以上に、地域別最低賃金の発効日に大きなバラつきが生じ、10月中の発効は20都道府県にとどまった（27府県は11月以降の発効）。
- 特に、令和8年1月以降に発効する県が6県（※）となり、うち2県は3月発効となった。
※秋田県(3/31)、福島県(1/1)、群馬県(3/1)、徳島県(1/1)、大分県(1/1)、熊本県(1/1)

発効日についての地方最低賃金審議会の要望

都道府県

地方最低賃金審議会 公益委員見解等（抜粋）

北海道	発効時期の繰下げを北海道のみで実施することとなった場合には、他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論されるべき。
石川県	地域ごとに大幅に発効日が異なることにより、どのような影響が生じるのか不明確であるため、中央最低賃金審議会において発効日の在り方、決定する際に留意すべき点などについて考え方を示していただいた上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当ではないかと指摘もあった。
大阪府	中央最低賃金審議会からの要望に応え昨年に引き続き労使で更なる議論を尽くしたが、現行制度の枠組のままでは本審議会において一定の結論を得ることは極めて困難であること、こうした地方審議会の議論の実態を踏まえ、中央最低賃金審議会において議論が行われ一定の方針が示されるべきことを、あらためて確認。
奈良県	発効日については、どのあたりまでが現実的なのか不明。
広島県	発効日については、地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において、責任をもって結論を導き出すよう要望する。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）

最低賃金制度や労働協約を通じて設定される賃金の最低基準について、各加盟国の慣行を尊重しつつ、適正な水準の目安となる指標の設定や、水準の決定などにおける労使の参加、また労働協約や法定最低賃金による保護の状況に関するデータの収集・報告などを求めることで、水準の引き上げや適用拡大に向けた取り組みの促進をはかる内容

【労使交渉を通じた賃金決定を重視】

労使交渉を通じた賃金決定を重視する方針を明確に示している(4条)。

【賃金の中央値の60%などを目安に】

法定最低賃金制度を有する加盟国は、最低賃金額の設定・改定手続きの確立とともに、適切な水準への設定・改定のための基準を設定しなければならない(5条)。また、各国には適正さを評価するための目安となる額を設定することが求められる。指令は、使用可能な指標として、統計上の税引き前賃金の中央値の60%、平均値の50%、その他各国で使用している目安となる額などを挙げている。

各国は、少なくとも2年に1度(物価連動型を採用している場合は4年に1度)の最低賃金額の改定のほか、制度を所管する組織に対して各種の提言を行う専門機関を設置することが求められる。加えて、異なるグループ毎の最低賃金額の設定や、一部の労働者に減額を適用する場合、それらが差別的でないことや、目的に照らして相応でなければならない(6条)。

【労使の参加】

意思決定プロセス全般で労使参加を得るための措置を講じなければならない(7条)。また、労働基準監督官または最低賃金制度の執行機関による管理・検査、等に取り組むことを求めている(8条)。

【保護状況に関するデータ収集・報告】

各国には最低賃金(法定最低賃金及び労働協約による最低基準)による保護状況に関するデータ収集のための措置を講じ、収集したデータや情報を、2年毎に欧州委に報告することが義務付けられる(10条)。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立） 労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合

- EU指令（適正な最低賃金に関する指令）においては、最低賃金の設定に当たって、賃金総額の中央値の6割や平均値の5割を参照指標として加盟国に示されている。
- 「賃金総額」の考え方は様々にあるが、日本において、労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合は次のとおり。

(単位：%)

	賃金平均値		賃金中央値	
	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)	一般労働者	常用労働者計 (一般+短時間)
所定内給与額 + 特別給与額	41.5	47.2	49.4	59.2
所定内給与額 + 超過労働給与額 + 特別給与額	40.9	46.5	48.4	57.9
(参考) 所定内給与額	50.9	55.7	59.1	67.3

(注1) 令和6年賃金構造基本統計調査の調査票情報を基に労働基準局賃金課で独自集計。5人以上事業所の常用労働者が対象。

(注2) それぞれ、回答のあった労働者の賃金と労働時間を基に時給換算し、2024年秋に改定した各都道府県の最低賃金額との比率を算出。

(注3) 時給換算に当たっては、

「所定内給与額+特別給与額」は、所定内給与額は、所定内実労働時間(/月)で除し、「特別給与額」は、特別給与額/12を、所定内実労働時間数(/月)+超過実労働時間数(/月)で除し、

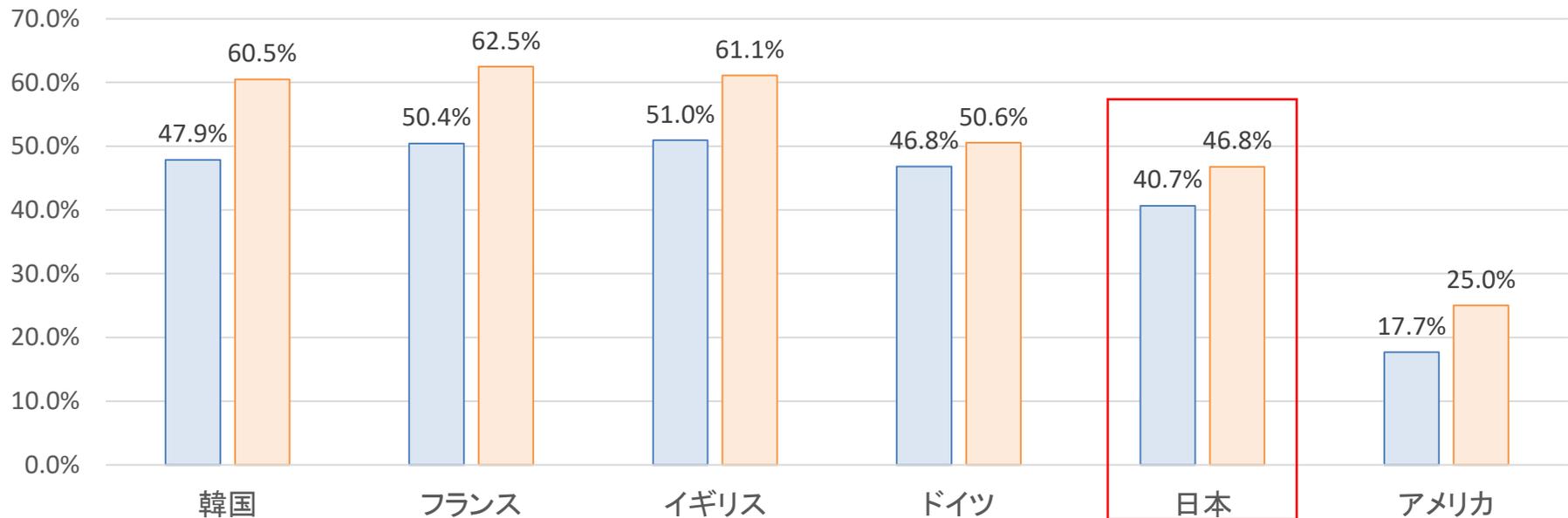
「所定内給与額+超過労働給与額+特別給与額」は、所定内給与額、超過労働給与額及び特別給与額/12を、所定内実労働時間(/月)+超過実労働時間(/月)で除し、

「所定内給与額」は、所定内実労働時間(/月)で除している。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立） フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合(2024年)



■ フルタイム労働者の賃金の平均値に占める最低賃金の割合 ■ フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合

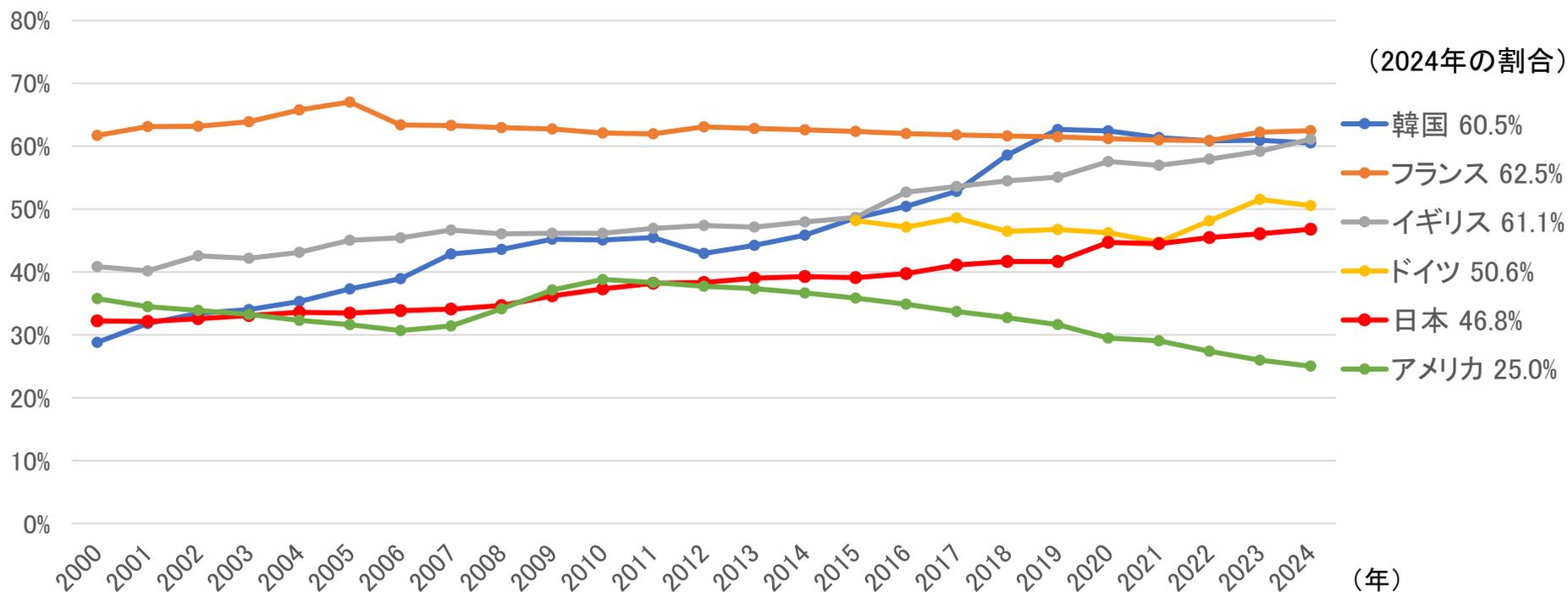
(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

- (注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため(たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象)、単純比較はできないことに留意が必要。
- (注2) アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。
- (注3) OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）

- フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合を時系列で見ると、直近ではフランス・アメリカ・韓国は横ばい又は低下傾向である一方、イギリス・ドイツ・日本は上昇傾向にある。

フルタイム労働者の賃金中央値に占める最低賃金の割合（時系列）



(資料出所) OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

(注1) 各国で最低賃金の適用対象等が異なるため(たとえば英仏独では若年者等は適用除外である一方、日本は全労働者が適用対象)、単純比較はできないことに留意が必要。

(注2) アメリカは、連邦最低賃金であり、州等によっては連邦最低賃金より高い最低賃金を定めているところもある。

(注3) ドイツの最低賃金制度の導入は2015年。

4 欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立） （参考）諸外国の最低賃金制度

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	（参考）日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 (1998年)	労働法典 (L3231-1以下) (1950年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015年)	公正労働基準法 (FLSA) (1938年) ※州別最賃は各州法	最低賃金法 (1988年)	最低賃金法 (1959年)
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律 ※ただし、産別最賃が法定最賃を上回る場合は産別最賃が適用	全国一律（連邦最低賃金） 地域別（州・市・郡最低賃金） ※併用	全国一律	地域別最低賃金 ※ただし、特定最賃が地域別最賃を上回る場合は特定最賃が適用
適用除外	○高等教育のコース等での就業体験、就学義務年齢（通常16歳）に満たない労働者 等	○労働時間を把握することができない労働者 (訪問販売員などの一部)	○職業訓練を修了していない未成年者 (18歳未満) ○職業訓練実習生の一部 ○長期失業者の就職時 (開始から6か月) 等	【連邦最低賃金】 ○管理職、専門職等 ○小規模企業従業員 等 【州別等最低賃金】 ○州により異なる	○精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者や最低賃金を適用することが適当でないと認められる者に該当し、雇用労働部長官の認可を受けた者	・なし
減額措置	【全国最低賃金】 ○18～20歳：10ポンド ○16～17歳：7.55ポンド ○見習訓練生：7.55ポンド ※ 21歳以上を対象とした「全国生活賃金」より減額された最低賃金額 ※ 若年層向け（18歳以上）の額は、成人向けの額との将来的な統合が予定されている。	(未成年) ○17歳：10%減 ○16歳以下：20%減 (熟練化契約) ○年齢により30～45%減 (見習訓練契約) ○年齢と契約経過年数により22～73%減	-	【連邦最低賃金】 ○20歳未満の労働者 (雇い始めから90日間は4.25ドル) ○障害者 (連邦労働省賃金・労働時間局の承認が必要) ○学生の一部 ○習慣的に月30ドルを超えるチップを得る従業員 【州別等最低賃金】 ○州等により異なる	○修習・試用期間中の者 (修習開始から3か月。1年未満の契約労働者除く)； 最低賃金額（時給額）から10%減額	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ○精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者 ○試の使用期間中の者 ○基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ○軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者
(参考)最低賃金額	【全国生活賃金】 12.21ポンド ※2025年4月1日発効 ※成人向け「全国生活賃金」の額	12.02ユーロ ※2026年1月1日発効	13.90ユーロ ※2026年1月1日発効	【連邦最低賃金】 7.25ドル ※2009年7月24日発効 【州別等最低賃金】 州等により異なる	10,320ウォン ※2026年1月1日発効	1,121円 ※全国加重平均 ※2025年10月～2026年3月発効